

愛川町危険空き家等解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、適切に管理されていない危険空き家等を解体しようとする者に対して、愛川町危険空き家等解体費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空き家等 愛川町空家等対策計画に定める空き家等（以下「空き家等」）のうち、特定空家等として認定された建築物又は愛川町特定空家等の認定基準において愛川町特定空家等判定委員会の審議を経ずに特定空家等として認定が可能な居住用家屋をいう。
- (2) 所有者等 危険空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家の処分等を行うことができる者をいう。

(補助の対象となる危険空き家等)

第3条 補助金の対象となる危険空き家等（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 個人が所有するものであること。
- (2) 危険空き家等の破損等が補助金の交付を受けるために故意に行われたものでないこと。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家の所有者等。ただし、共有名義のときは、全ての所有者から当該補助対象空き家の解体について同意を得た者に限る。
- (2) 補助対象空き家の所有者の相続人。ただし、相続人が複数のときは、全ての相続人から当該補助対象空き家の解体について同意を得た者に限る。
- (3) 補助対象空き家の存する敷地の所有者。ただし、補助対象空き家の所有者等から当該空き家の解体について同意を得た者に限る。

(補助対象の除外者)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が町税（国民健康保険税を含む。）の滞納者である場合又は愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有するものである場合
- (2) その他町長が適当でないとした場合
- (3) 複数の空き家を所有する者であって、そのうちの一部についてこの要綱による補助金の交付を受け解体した空き家（以下「補助空き家」という。）がある場合、交付を受けた日から起算して1年以上経過した後に、補助空き家以外の補助対象空き家の解体を行う場合

(補助対象の経費等)

第6条 補助金の対象となる経費は、有資格業者による、補助対象空き家の解体工事に要した経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事に要した経費は、補助の対象としない。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項に規定する勧告を受けた者が実施する工事
- (2) 補助金の交付を決定する前に着手した工事
- (3) 解体を予定している補助対象空き家に関して、他の制度等による補助金の交付を受けている工事

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。

(補助金の申請)

第8条 申請者は、解体工事の着工前に、愛川町危険空き家等解体費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家の位置図
- (2) 補助対象空き家の現況写真
- (3) 補助対象空き家の登記事項証明書

- (4) 解体工事の見積書の写し
- (5) 空き家等であることが分かる次のいずれかの書類
 - ア 電気若しくはガスの閉栓証明書又は水道の使用廃止届出書
 - イ 町内会長等による申述書
 - ウ その他空き家等であることが容易に認められる書類
- (6) 補助対象空き家の所有者の相続人が申請する場合にあっては、相続関係を証明できる法定相続情報一覧図の写し等
(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容について審査及び調査し、その結果を愛川町危険空き家等解体費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかについて変更しようとするとき又は解体を中止しようとするときは、あらかじめ愛川町危険空き家等解体費補助金変更承認申請書（第3号様式。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添えて町長に提出し、変更又は中止の承認を受けなければならない。

- (1) 申請書の内容に関わること。
- (2) 第3条から第7条までに規定する補助金の要件等に関わること。
- (3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

2 町長は、前項の変更申請書を承認したときは、愛川町危険空き家等解体費補助金変更承認決定通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、解体を完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、愛川町危険空き家等解体費補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事の請負契約書の写し
- (2) 解体工事に係る届出書等の写し
- (3) 解体工事に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- (4) 解体工事の完了写真
- (5) 解体工事の請求書又は領収書の写し

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象空き家の解体の完了を認めたときは、補助金の額を確定し、愛川町危険空き家等解体費補助金交付確定通知書(第6号様式。以下「確定通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、愛川町危険空き家等解体費補助金交付請求書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助対象空き家に関して、他の制度等による補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、愛川町危険空き家等解体費補助金交付取消通知書(第8号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、愛川町危険空き家等解体費補助金返還命令書(第9号様式)により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。